

補助金調書

補助金名	社団法人福岡市鍼灸師会小呂島派遣事業補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局総務部医療年金課 (TEL 092-711-4235)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	(社)福岡市鍼灸師会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	40	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	小呂島には福岡市国民健康保険事業における保健事業の一環として実施しているはりきゅう費の助成を受けるための施術所がない。そのため、社団法人福岡市鍼灸師会が昭和39年から年1回2日間にわたり施術団を派遣し、島民に無料で施術をおこなっている事業に対して、その事業の公益性及び本市はりきゅう費助成事業の公平化に鑑み、補助金を交付しているところである。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費には、事務費・報酬費・会議費・原材料費・旅費・雑費がある。 補助金額は昭和47年度から昭和15年度は200,000円、昭和53年度から平成15年度までは300,000円、平成16年度以降は200,000円となっている。				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	0 件	1 件	1 件		
	200 千円	0 千円	200 千円	200 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	平成23年度においても例年同様補助を行う予定ではあったが、鍼灸師会の小呂島派遣事業自体が荒天のため中止となったため、補助金も行っていない。					
補助金交付 による効果	小呂島には福岡市はりきゅう費助成事業に係る助成を受けるための医療機関がないため、鍼灸師会が行う小呂島の施術団の派遣事業に対して補助金を行うことで、間接的に島民に対してはりきゅう費の助成を行うことができる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。